

議会基本条例各条文比較

【5-1 市長等との関係の活動原則】

旭川市	1 議会は、次に掲げるところにより、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との間において、健全な緊張関係を保持するよう努めるものとする。 (1) 市長等に対する質疑及び質問は、論点を明確にして行うこと。 ※(2) 質疑及び質問に対する市長等の反問を認めことができること。 2 議会は、市長等が提案する政策、施策、計画等（以下「政策等」という。）の審議及び審査においては、論点の発見並びに情報の収集及び整理に努めるとともに、市長等に対し、政策等の内容に応じ、適切な説明を求めるものとする。
横須賀市	議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。
長野市	議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。 ※2 議会の会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。 ※3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認等のため質問することができる。
豊田市	議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。
岡崎市	議会は、市長等と緊張感のある対等な関係を構築し、その事務の執行の監視及び評価に努めるものとする。
姫路市	議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。 ※2 議会の会議における質疑質問は、一括質疑質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、議員は、論点及び争点を明確にするよう行うものとする。 ※3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、反問することができる。
福山市	議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。 ※2 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。 ※3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。
久留米市	議会審議における議員と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。 2 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。 3 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
長崎市	議会審議における市長等と議会との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 (1) 本会議及び委員会における審議、審査等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。 ※(2) 市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。 (3) 議会は、市長が提案する政策、予算、決算等について、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。 (4) 議会は、本会議及び委員会における議員の要望等への対応状況について、市長に報告を求めるものとする。
大分市	議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

※【5-2 一問一答方式等】と重複条文

議会基本条例各条文比較

【5-2 一問一答方式等】

旭川市	※(2) 質疑及び質問に対する市長等の反問を認めことができること。
横須賀市	議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。 2 市長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。
長野市	※2 議会の会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。 ※3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認等のため質問することができる。
豊田市	議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその職員に対し、議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。
岡崎市	
姫路市	※2 議会の会議における質疑質問は、一括質疑質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、議員は、論点及び争点を明確にするように行うものとする。 ※3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、反問することができる。
福山市	※2 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。 ※3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。
久留米市	
長崎市	※(2) 市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。
大分市	議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 2 議会の会議及び委員会において、市長及びその他の執行機関の長並びにそれらの補助職員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

※【5-1 市長等との関係の活動原則】と重複条文

議会基本条例各条文比較

【5-3 政策等の監視及び評価】

旭川市	
横須賀市	
長野市	<p>議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>
豊田市	<p>第10条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。</p> <p>第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>
岡崎市	議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。
姫路市	
福山市	<p>第17条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項 <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>第19条 議会は、市長等の事務の執行が公平・適正に、また、効率的かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>

久留米市	議会は、市長等の政策執行について独自に評価を行うものとする。
長崎市	
大分市	<p>議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を含む議案が提案されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 重要な政策等を必要とする背景(2) 検討した他の政策案等との比較検討(3) 総合計画における根拠又は位置付け(4) 関係法令及び条例等(5) 財源措置(6) 将来にわたる効果及び費用 <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>

議会基本条例各条文比較

【5-4：重要な政策等の説明及び審議】

旭川市	
横須賀市	<p>市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 財源措置 <p>2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p>
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	<p>第18条 市長等は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>第20条 市長等は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、その理由及び概要を議会又は所管の委員会に対して説明するものとする。</p>
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【5-5 予算・決算における審議の説明】

旭川市	
横須賀市	
長野市	議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。
豊田市	
岡崎市	
姫路市	市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。
福山市	議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。
久留米市	
長崎市	
大分市	議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

議会基本条例各条文比較

【5－6 法第96条第2項の議決事件】

旭川市	議会は、意思決定機関としての機能を十分に發揮するため、議会の議決すべき事件を別に定めるものとする。
横須賀市	議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。
長野市	法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性とを比較考量し、別に条例で定めるものとする。
豊田市	
岡崎市	
姫路市	法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性と市長等の政策執行上の必要性とを比較考量し、別に条例で定めるものとする。
福山市	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定めるに当たっては、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性とを比較考量するものとする。
久留米市	法第96条第2項の議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に定めるものとする。
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【5-7 政策立案等】

旭川市	議会は、政策の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等により政策提案を行うとともに、市長等に対し、積極的に政策提言を行うものとする。
横須賀市	議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。
長野市	
豊田市	
岡崎市	議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。
姫路市	議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【5-8 議員の文書による質問】

旭川市	
横須賀市	議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	